

18歳未満で、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの人、知的・発達の遅れがみられる人を対象に障害福祉のサービスがあります。サービスを利用するにあたっては保護者からの申請が必要となります。

児童デイサービスを利用したい、居宅介護を受けたい、介護者が急に病気で入院が必要になって

しまい、一時的に預け先を探しているなど、お困りのことがあれば健康福祉課へご相談ください。

申請をすると、障害の種類や程度を把握するために、町の調査員がご自宅を訪問し、調査させていただきます。調査は、日常生活や行動の様子について質問形式で主に保護者の人にお答えいただけます。

●支給決定までの流れ

- ①保護者からの申請
- ↓
- ②町調査員による調査
- ↓
- ③支給の要否・支給量の決定
- ↓
- ④支給決定

※申請・調査から2～3週間で受給者証を発行いたします。

※サービスを受ける場合は受給者証を持って利用を希望する事業者・施設と契約を結びます。



●主な障害福祉サービス

○居宅介護（通院介助を含む）

日常生活や行動、精神症状に関する5領域10項目の調査（通院介助に関しては、サービス提供時において「歩行」「乗車」「移動」「排尿」「排便」についても判断します。）

○児童デイサービス……………調査は上記と同じ

○短期入所……………調査は上記と同じ

○行動援護

行動に関する12項目の調査により、支給要否が決定されます。決定されると外出の移動中の援護、介護が受けられます。

○重度障害者等包括支援

概ね15歳以上に適用となり、18歳以上の人と同じ106項目の調査を行い、市町村審査会の意見を聴いた上で支給の要否が決定されます。

○重度訪問介護

15歳以上で重度訪問介護が必要な人は、児童相談所が適当と認め、町に通知した場合に利用できます。

その場合、支給決定までの流れは18歳以上の人と同じになります。

▼申請・問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎56 9 1 2 8

スズメバチに注意

毎年7月から10月にかけて、スズメバチの活動が活発になります。

特に9月・10月は、巣が大きくなりハチの警戒心も強くなります。巣に不用意に近づいたり、棒などでつついたりしないようにしてください。

なお、町ではスズメバチの駆除は行っておりませんので、自宅に巣を発見したときは、自己負担で専門の害虫駆除業者に依頼してください。自分で駆除することもできますが、危険を伴いますのでおすすりません。

また、道路や公園等の公共的な場所や、所有者が不明な土地・家で衛生害虫が発生している場合は、住民生活課へお問い合わせください。

▼問い合わせ先

衛生害虫防除等相談室

（栃木県ペストコントロール協会内）  
☎028（625）0606

住民生活課

生活環境係  
☎56 9 1 3 1

